

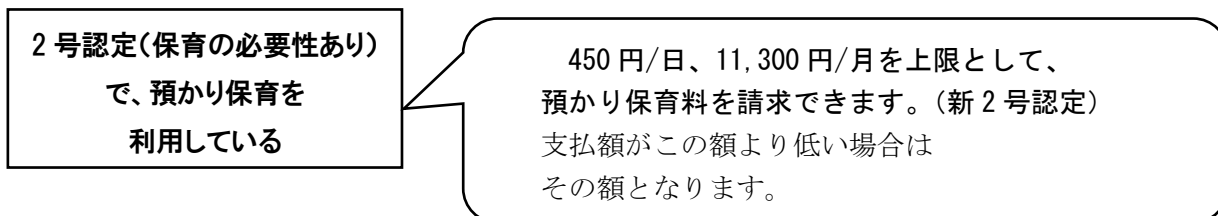
※次のいずれかに該当する方が償還払いの対象となります。

■認可外保育施設にのみ通っている方

お支払いの保育料について、37,000 円/月（新 2 号認定）、42,000 円/月（新 3 号認定）を上限として請求できます。

なお、保育料がこの額より低い場合はその額となります。

■幼稚園または認定こども園に通い、預かり保育を利用している方のうち、次に該当する方



■新制度に移行していない幼稚園に通っている方のうち、次に該当する方

